

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年1月14日

**【四半期会計期間】** 第28期第3四半期(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)

**【会社名】** ソーバル株式会社

**【英訳名】** Sobal Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 推津 順一

**【本店の所在の場所】** 東京都大田区下丸子三丁目25番14号 ソーバルビル

**【電話番号】** 03-5482-1222(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員 経理財務部長 岩崎 恭治

**【最寄りの連絡場所】** 東京都大田区下丸子三丁目25番14号 ソーバルビル

**【電話番号】** 03-5482-1222(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員 経理財務部長 岩崎 恭治

**【縦覧に供する場所】** 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第28期 第3四半期累計期間	第28期 第3四半期会計期間	第27期
会計期間	自平成21年3月1日 至平成21年11月30日	自平成21年9月1日 至平成21年11月30日	自平成20年3月1日 至平成21年2月28日
売上高 (千円)	4,361,102	1,348,401	6,828,740
経常利益又は経常損失 (千円)	37,138	48,166	728,148
四半期(当期)純利益又は四半期純損失(千円)	99	49,909	422,709
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	-	212,330	212,315
発行済株式総数 (株)	-	2,171,900	2,171,800
純資産額 (千円)	-	1,797,813	1,936,680
総資産額 (千円)	-	2,101,760	2,640,985
1株当たり純資産額 (円)	-	827.76	891.74
1株当たり四半期(当期)純利益又は四半期純損失(円)	0.05	22.98	219.97
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	0.05	-	218.80
1株当たり配当額 (円)	10.00	-	54.00
自己資本比率 (%)	-	85.5	73.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	404,993	-	462,738
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	11,745	-	24,631
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	138,002	-	144,563
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	-	721,898	1,253,148
従業員数 (名)	-	944	937

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社は関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。

4 第28期第3四半期会計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成21年11月30日現在

従業員数〔名〕	944	〔2〕
---------	-----	-----

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

生産実績においては、当社の業務形態上、重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (2) 受注実績

当第3四半期会計期間における受注実績を示すと次のとおりであります。

事業部門別の名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
エンジニアリング事業		
業務請負形態	469,697	448,101
合計	469,697	448,101

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 特定派遣形態は、サービスの提供量に応じて対価を得るため受注実績には記載しておりません。

3 その他事業に関しては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を示すと次のとおりであります。

事業部門別の名称	販売高(千円)
エンジニアリング事業	1,338,609
特定派遣形態	887,743
業務請負形態	450,865
その他事業	9,791
RFID事業	9,791
合計	1,348,401

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第3四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)
キヤノン株式会社	962,055	71.3
ソニー株式会社	194,778	14.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書及び当事業年度の第2四半期報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、昨年からの米国金融不安に端を発した世界同時不況が一段落し、アジア向け輸出の回復や政府による景気対策効果等により多少持ち直したものの、個人消費や設備投資等は総じて勢いを欠く状況が続きました。

当社の主要顧客であるデジタル製品メーカーにおいても、米国、欧州や日本等の先進諸国での個人消費やオフィス需要の低迷が続いており、同時に為替が円高に推移していることから、明確な回復の兆しは未だ見受けられませんでした。また、RFID業界においても、設備投資意欲が若干回復してきてはいるものの、引き続き厳しい受注環境となっております。

このような環境の下、当社としましては、既存顧客への営業活動はもとより、新規顧客開拓に向けて積極的な営業活動を展開してまいりました。また、RFID事業に関しましては、新たに介護施設向け「見守り介護支援パッケージ」や小型の組込用UHF帯RFIDリーダ・ライタ「URW-SP1」を投入し、巻き返しを図ってまいりました。しかしながら、当初売上を見込んでいた大型案件の失注や、新規案件の延期及び中止等を要因とし、当初予算に対し売上高は大幅に減少となりました。利益に関しましては、当社の財産は人であるとの理念の下、人件費の抑制を最小限に抑えつつ、作業の効率化及びその他経費の削減を徹底的に実施してまいりました。しかしながら、売上高の減少を補うには至らず、当初予算を下回る結果となり、当第3四半期会計期間における売上高は1,348百万円、営業損失は48百万円、経常損失は48百万円となりました。事業部門別の売上高につきましては、エンジニアリング事業の売上高は1,338百万円、その他事業におけるRFID事業の売上高は9百万円となっております。

また、当第3四半期会計期間末において、繰延税金資産の回収可能性を見直し、一部繰延税金資産を取崩した結果、法人税等は1百万円となりました。

以上の結果、四半期純損失は49百万円となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における資産合計額は2,101百万円となり、前事業年度末比539百万円の減少となりました。これは主に、現金及び預金が531百万円減少したことによるものであります。

負債合計額は303百万円となり、前事業年度末比400百万円の減少となりました。これは主に、未払法人税等が142百万円減少したこと、賞与引当金が176百万円減少したことによるものであります。

純資産合計額は1,797百万円となり、前事業年度末比138百万円の減少となりました。これは主に、剰余金の配当138百万円によるものであります。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、第2四半期会計期間末に比べて353百万円減少し、721百万円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、330百万円となりました。これは主に、税引前四半期純損失48百万円の計上、賞与引当金の減少167百万円による資金減少、及び法人税等の支払額151百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、1百万円となりました。これは、有形・無形固定資産の取得による支出1百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、21百万円となりました。これは、配当金の支払額21百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における当社が支出した研究開発費の総額は13百万円であります。

なお、当第3四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,400,000
計	7,400,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,171,900	2,171,900	ジャスダック証券取引所	単元株式数100株
計	2,171,900	2,171,900	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第1回新株予約権(平成17年7月21日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月30日 至 平成27年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の法定相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。



代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。  
 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い、本件新株予約権が承継される場合、必要と認める株式の数の調整を行う。

- 3 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換または株式移転を行い、本件新株予約権が承継される場合、必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 平成18年7月31日付で 1 株につき100株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の目的となる株式の数は、1,800株となっております。

#### 第 2 回新株予約権（平成18年11月24日臨時株主総会決議）

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月31日 至 平成28年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225

新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の法定相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。
- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 3 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、上記のほか、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要とする払込価額の調整を行う。

### 第 3 回新株予約権（平成18年11月24日臨時株主総会決議）

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月31日 至 平成28年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225

新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員並びに監査役のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の法定相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。
- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 3 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、上記のほか、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要とする行使価額の調整を行う。

#### 第 4 回新株予約権（平成20年 1 月23日臨時株主総会決議）

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750
新株予約権の行使期間	自 平成22年 2 月 2 日 至 平成30年 1 月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権発行時において当社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>当社普通株式が証券取引所に上場された日から6か月を経過していること。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要する。</p>
<p>代用払込みにに関する事項</p>	
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。
- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

- 3 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

更に、上記のほか、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要とする行使価額の調整を行う。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年9月1日～ 平成21年11月30日	-	2,171,900	-	212,330	-	117,330

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年8月31日現在の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,171,400	21,714	-
単元未満株式	普通株式 500	-	-
発行済株式総数	2,171,900	-	-
総株主の議決権	-	21,714	-

【自己株式等】

平成21年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	700	740	835	945	945	940	929	935	930
最低(円)	484	596	700	820	825	880	892	880	878

(注) 最高・最低株価はジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	専務執行役員兼営業部長	川下 真	平成21年8月28日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び当第3四半期累計期間(平成21年3月1日から平成21年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1 【四半期財務諸表】  
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期 会計期間末 (平成21年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	721,898	1,253,148
受取手形及び売掛金	631,610	707,036
原材料	927	453
仕掛品	206,163	200,173
その他	271,281	154,851
貸倒引当金	9,174	9,823
流動資産合計	1,822,706	2,305,840
固定資産		
有形固定資産	177,095	189,141
無形固定資産	21,620	24,400
投資その他の資産	80,338	121,602
固定資産合計	279,054	335,144
資産合計	2,101,760	2,640,985
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	638	1,294
未払法人税等	-	142,981
賞与引当金	-	176,600
受注損失引当金	3,269	9,222
その他	245,338	329,444
流動負債合計	249,246	659,543
固定負債		
役員退職慰労引当金	54,700	44,760
固定負債合計	54,700	44,760
負債合計	303,947	704,304
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	212,330	212,315
資本剰余金	117,330	117,315
利益剰余金	1,468,153	1,607,050
株主資本合計	1,797,813	1,936,680
純資産合計	1,797,813	1,936,680
負債純資産合計	2,101,760	2,640,985



(2) 【四半期損益計算書】  
 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)
売上高	4,361,102
売上原価	3,618,519
売上総利益	742,582
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 708,640
営業利益	33,941
営業外収益	
受取利息	494
保険配当金	1,992
雇用奨励金収入	1,044
その他	4
営業外収益合計	3,535
営業外費用	
株式交付費	338
営業外費用合計	338
経常利益	37,138
特別利益	
貸倒引当金戻入額	649
特別利益合計	649
特別損失	
固定資産除却損	10
特別損失合計	10
税引前四半期純利益	37,777
法人税等	<sup>2</sup> 37,678
四半期純利益	99

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
売上高	1,348,401
売上原価	1,192,027
売上総利益	156,373
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 204,706
営業損失( )	48,333
営業外収益	
受取利息	88
雇用奨励金収入	81
営業外収益合計	169
営業外費用	
その他	2
営業外費用合計	2
経常損失( )	48,166
特別利益	
貸倒引当金戻入額	47
特別利益合計	47
税引前四半期純損失( )	48,213
法人税等	<sup>2</sup> 1,695
四半期純損失( )	49,909

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	37,777
減価償却費	21,165
貸倒引当金の増減額（は減少）	649
賞与引当金の増減額（は減少）	176,600
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	9,940
受取利息	494
売上債権の増減額（は増加）	75,426
たな卸資産の増減額（は増加）	6,464
未払金の増減額（は減少）	42,587
その他	30,668
小計	113,154
利息の受取額	494
法人税等の支払額	292,332
営業活動によるキャッシュ・フロー	404,993
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	5,102
無形固定資産の取得による支出	4,327
差入保証金の回収による収入	21,175
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,745
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
配当金の支払額	137,693
株式の発行による支出	308
財務活動によるキャッシュ・フロー	138,002
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	531,250
現金及び現金同等物の期首残高	1,253,148
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 721,898

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期会計期間（自平成21年9月1日至平成21年11月30日）

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)
会計処理基準に関する事項の変更  <b>棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更</b> たな卸資産については、従来、原材料は移動平均法による原価法、仕掛品は個別法による原価法によっておりましたが、第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用したことに伴い、原材料は移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、仕掛品は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)
<b>1 たな卸資産の評価方法</b> たな卸資産の簿価切下げに関して、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
<b>2 固定資産の減価償却費の算定方法</b> 定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
<b>3 繰延税金資産の算定方法</b> 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等の著しい変化が認められたため、前事業年度末において検討に使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)
<b>税金費用の計算</b> 税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用して計算した金額を計上しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成21年11月30日)	前事業年度末 (平成21年2月28日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 169,953千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 155,844千円

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)				
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。				
<table> <tr> <td>給料</td> <td>269,994千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>9,940千円</td> </tr> </table>	給料	269,994千円	役員退職慰労引当金繰入額	9,940千円
給料	269,994千円			
役員退職慰労引当金繰入額	9,940千円			
2 法人税等の表示方法 法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。				

当第3四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)						
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。						
<table> <tr> <td>給料</td> <td>77,039千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>14,308千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>3,240千円</td> </tr> </table>	給料	77,039千円	賞与引当金繰入額	14,308千円	役員退職慰労引当金繰入額	3,240千円
給料	77,039千円					
賞与引当金繰入額	14,308千円					
役員退職慰労引当金繰入額	3,240千円					
2 法人税等の表示方法 法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。						

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)				
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係				
<table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>721,898千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>721,898千円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	721,898千円	現金及び現金同等物	<u>721,898千円</u>
現金及び預金勘定	721,898千円			
現金及び現金同等物	<u>721,898千円</u>			

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年11月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成21年3月1日至平成21年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 会計期間末 (株)
普通株式	2,171,900

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月26日 定時株主総会	普通株式	117,277	54.00	平成21年2月28日	平成21年5月27日	利益剰余金
平成21年9月30日 取締役会	普通株式	21,719	10.00	平成21年8月31日	平成21年11月11日	利益剰余金

(2) 基準日が当会計年度の開始の日から当四半期会計期間末に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成21年11月30日)	前事業年度末 (平成21年2月28日)
827.76円	891.74円

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	
1株当たり四半期純利益	0.05円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	0.05円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	当第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	99
普通株式に係る四半期純利益(千円)	99
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,171,893
四半期純利益調整額(千円)	-
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	2,633
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	-

第3四半期会計期間

当第3四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	
1株当たり四半期純損失( )	22.98円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

	当第3四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
四半期損益計算書上の四半期純損失( )(千円)	49,909
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	49,909
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,171,900
四半期純利益調整額(千円)	-
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	-

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	-
---	---

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 2 【その他】

第28期(平成21年3月1日から平成22年2月28日まで)中間配当については、平成21年9月30日開催の取締役会において、平成21年8月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当による配当金の総額 21,719千円

1株当たりの金額 10.00円

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成21年11月11日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1月14日

ソーバル株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソーバル株式会社の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第28期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年3月1日から平成21年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ソーバル株式会社の平成21年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。